

令和5年12月13日	公 表
令和5年12月21日	一部変更
令和6年4月30日	一部変更
令和6年5月31日	一部変更
令和6年7月11日	一部変更
令和6年7月24日	一部変更
令和6年8月5日	一部変更
令和6年8月26日	一部変更
令和6年9月26日	一部変更
令和6年10月29日	一部変更
令和6年12月17日	一部変更
令和7年1月22日	一部変更
令和7年2月7日	一部変更
令和7年2月14日	一部変更

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年

- 1 -

4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,757.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都	道	府	県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道				97.4

青森県	322.7
岩手県	82.7
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	15.7
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.0
東京都	9.9
神奈川県	52.0
新潟県	131.6
富山県	123.0

- 3 -

石川県	111.1
福井県	31.2
静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	26.1
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.8
鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1

- 4 -

広島県	0.2
山口県	124.9
徳島県	23.1
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	96.8
福岡県	17.5
佐賀県	18.6
長崎県	834.8
熊本県	17.5
大分県	4.4
宮崎県	16.3

- 5 -

鹿児島県	25.9
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	863.8
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.4
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	27.5

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 6 -

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

7,516.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	439.2
青森県	642.4
岩手県	80.8
宮城県	42.7
秋田県	32.8

- 7 -

山形県	23.3
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	59.4
東京都	60.9
神奈川県	17.9
新潟県	68.6
富山県	17.3
石川県	34.1
福井県	22.7
静岡県	35.8
愛知県	1.0

- 8 -

三重県	36.7
京都府	31.8
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	40.0
鳥取県	4.3
島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	46.0
徳島県	7.6
香川県	0.1

- 9 -

愛媛県	2.6
高知県	17.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	210.7
熊本県	4.9
大分県	7.3
宮崎県	46.9
鹿児島県	23.2
沖縄県	171.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9